

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、平成26年4月1日付け「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」により建設機械の損料に補正を行っているところであるが、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林整計第134号）第5の規定に加え、下記のとおり運用することとしたのでお知らせします。

なお「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について（平成25年3月29日付け24林整第316号計画課長通知）一部改正新旧対照表」については、当局ホームページにより閲覧することができます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sekisan.html>

1 建設機械の損料補正の運用

ブルドーザー（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く）の運転1時間（日）当たりの損料に100分の102を乗じることとする。

2 対象工事

福島県における関東森林管理局（森林管理署等含む）が発注する森林土木工事（海岸防災林復旧工事を含む）

3 適用年月日

令和5年5月1日以降に契約する事業から適用

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額

$$= \text{新たな機械損料の補正により積算された予定価格} \\ \times \text{当初契約の落札率}$$

お問い合わせ

関東森林管理局

森林整備部森林整備課 課長補佐

TEL:027-210-1184

計画保全部治山課 課長補佐

TEL:027-210-1190